

長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の人材確保及び町内における就職促進を目的として、職業紹介事業者を利用して正社員を採用する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、その他町長が認めるものをいう。
- (2) 職業紹介事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の許可を受けた者で、企業から依頼を受け、人材を紹介し雇用関係の成立をあっせんするものをいう。
- (3) 正社員 期間に定めのない雇用契約で働く常時雇用される者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 町内に正社員を勤務させる事業所を有すること。
- (2) 職業紹介事業者から紹介された人材（以下「採用予定者」という。）を採用し、就業場所を町内の事業所とすること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）によ

り規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営むもの

(2) 政治団体及び宗教上の組織又は団体に関するもの

(3) その他町長が適当でないと認める事業を営むもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する正社員の採用活動に関する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 採用予定者を正社員として採用する事業

(2) その他町長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 補助対象事業が、他の制度による補助金等の交付を受けている又は受けようとしている場合

(2) 補助対象事業が、補助対象者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）が運営する職業紹介事業者を利用する場合

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な経費で、次に掲げるものとする。

(1) 職業紹介事業者への手数料（正社員を採用した成果により支払う経費をいう。）

(2) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内で20万円を限度とし、1事業所につき1年度に1回を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象経費を支払う前までに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容及び補助対象経費が確認できる書類の写し（見積書等）

- (2) 町内に正社員を勤務させる事業所を有することが確認できる書類の写し（登記事項証明書、事業所案内等）
- (3) 前2号に規定するもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（町長が軽微であると認める変更を除く。）
- (2) 補助対象経費の変更（補助対象経費の総額の20パーセント以下の変更を除く。）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、長泉町中小企業者等人材確保支援事業実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日（その日が長泉町の休日を定める条例（平成2年長泉町条例第10号）第1条に規定する休日にあたるときは、その翌日）のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の請求内容の分かる明細書等の写し
- (2) 前号の支出を証する書類の写し（交付決定者宛の領収書等）
- (3) 交付決定者との雇用契約の確認が取れる書類の写し
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の通知を受領したときは、速やかに長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還（以下「交付決定の取消し等」という。）させることができる。

- (1) 採用予定者が、採用の辞退等により職業紹介事業者から返金があったとき。
- (2) 採用予定者が、採用後 1 年以内に職を辞したとき又は町外の事業所に勤務することとなったとき。ただし、町長がやむを得ないと判断した場合を除く。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他町長が交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定による交付決定の取消し等の決定をしたときは、交付決定者に対し、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（状況報告）

第14条 交付決定者は、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当したとき又は採用予定者を採用後、1 年を経過したときは、長泉町中小企業者等人材確保支援事業費補助金状況報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和10年 3 月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第 7 条の

規定により申請された補助金に関しては、同日以後もなおその効力を有する。